

日本整形徒手療法協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、日本整形徒手療法協会(Japanese Orthopedic Manual Therapy Association、略称 JOMTA)と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所を、滋賀県東近江市北坂町 967 番地に置く。

(目的)

第3条 本会は、整形徒手療法(Orthopedic Manual Therapy: OMT)の学術技能を研鑽し、その普及と医療、保健福祉の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) OMT の学術知識、技能向上に関する事項
- (2) Kaltenborn-Evjenth International: K-E I に基づく OMT 講習会に関する事項
- (3) 日本整形徒手療法士連盟(Japanese Federation of Orthopedic Manipulative Therapists: JFOMT)の傘下組織として、目的を共有する他の団体との学術的、友好的交流に関する事項
- (4) OMT に関する刊行物の発行、並びに調査研究に関する事項
- (5) OMT の普及並びに教育に関する事項
- (6) 会員の福利厚生に関する事項
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事項

第2章 会員

(資格)

第5条 本会の会員、次の3種とし、正会員及び準会員は JFOMT に同時入会となる。

- (1) 正会員 K-E I に基づく OMT 講習会を受講、修了した日本理学療法士協会会員
- (2) 準会員 K-E I に基づく OMT 講習会の受講者である日本理学療法士協会会員
- (3) 賛助会員 前条に掲げる本会の目的に賛同し、協力する個人または団体

(入会及び退会)

第6条 本会の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2. 本会の会員は、その旨を届け出て退会することができる。
3. 本会の会員は、次の各号に該当するときは退会したものと見なす。

- (1) 死亡したとき

- (2)理学療法士免許を取り消されたとき
- (3)日本理学療法士協会を退会したとき
- (4)正当な理由なくして会費を1年以上納入せず、督促に応じないとき
- (5)日本整形徒手療法士連盟を退会したとき

(除名)

第7条 会員が本会の名誉を毀損し、またはこの定款に反するような行為を行ったときは、総会の議決により除名することができる。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(拠出金品の不返還)

第9条 既納の会費その他の拠出金品は返還しないものとする。

第3章 役員

(種別)

第10条 本会に、次の役員を置く。

- (1)会 長 1名
- (2)副会長 2名
- (3)理 事 6名
- (4)監 事 2名

2. 会長及び副会長は、理事とする。

(選出)

第11条 役員は、正会員の中から総会において選出する。

(職責)

第12条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

- 2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、会長が欠けたときは理事会で定められた順位により、その職務を代行する。
- 3. 理事は、会務を執行する。
- 4. 監事は、会務及び会計を監査する。

(任期)

第13条 役員の任期は、4年とする。但し、再任を妨げない。

- 2. 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3. 辞任または任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第14条 役員が次の各号に該当する場合は、総会の議決に基づき解任することができる。

- (1)心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき

(2)職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき
(その他の機関)

第 15 条 本会に、顧問及び相談役を置くことができる。

第 4 章 会 議

(種別)

第 16 条 会議は総会及び理事会とする。

(構成)

第 17 条 総会は、第 5 条(1)(2)の会員をもって構成する。

2. 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 18 条 総会は、この定款に別に定めるものの他、次の事項を議決する。

(1)事業計画の決定

(2)事業報告の承認

(3)収支予算の決定

(4)収支決算の承認

(5)その他本会の運営に関する重要な事項

2. 理事会はこの定款に別に定めるものの他、次の事項を議決する。

(1)総会の議決した事項の執行に関する事項

(2)総会に付議すべき事項

(3)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 19 条 総会は、理事会が必要と認めるとき、または会員の 2 分の 1 以上から請求があったとき開催する。

2. 理事会は、会長が必要と認めるときに開催する。

(招集)

第 20 条 会議は、会長が招集する。

(議長)

第 21 条 総会の議長は、その総会において出席正会員の中から選出する。

2. 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第 22 条 総会は構成員の 3 分の 1 以上、若しくは正会員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

2. 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 23 条 会議の議事は、定款で別に定められた場合を除き、出席構成員の過半数同意をも

って決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面表決)

第 24 条 やむを得ない理由のために会議に出席できない会議構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。この場合は、前 2 条の規定の適用については出席したものと見なす。

2. 会議構成員の過半数同意が得られた場合に限り、電話・E-mail・Fax 等による会議、表決を認める。

(議事録)

第 25 条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員または理事の現在数
- (3) 会議に出席した会員の数、または理事の氏名
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及び出席した会員または理事の中から、その会議において選任された議事録署名人 2 名以上が署名押印しなければならない。

(監事の出席)

第 26 条 監事は、会議に出席して意見を述べることができる。

(委員会)

第 27 条 会長が必要と認めるときは、理事会の承認を得て委員会を設置することができる。

第 5 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 28 条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第 29 条 資産は会長が管理し、その方法は理事会の議決により定める。

(経費の支弁)

第 30 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第 31 条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第 32 条 前条の規定に拘わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は理事会の議決を得て、予算成立の日まで前年度の予算に準じてこれを執行することができる。

2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出と見なす。

(事業報告及び決算)

第 33 条 本会の事業報告及び決算は、会長が作成し、その年度末の財産目録とともに監事の監査を受け、毎会計年度終了後 3 月以内に理事会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 34 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 35 条 この定款は、総会において出席正会員の 3 分の 2 以上の議決を得なければ変更することができない。

(解散)

第 36 条 本会を解散する場合は、総会において出席正会員の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。

(残余資産の処分)

第 37 条 本会の解散するときに存する残余資産は、日本理学療法士協会に全額寄付する。

第 7 章 補 則

(委任)

第 38 条 この定款の施行に際し、必要な事項は理事会の議決を得て、会長が別に定める。

付 則 この定款は、平成 10 年 1 月 24 日より施行する。

この定款は、平成 16 年 10 月 16 日一部改正により施行する。

この定款は、平成 20 年 11 月 22 日一部改正により施行する。